平成２８年（フ）第２５４１号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目１番１号　メゾンタカツ403
破産者　面代圭一郎
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５５号
川崎市宮前区菅生１丁目16番29―２号、開始決定時の住所横浜市中区錦町16番地１　横浜マリンハイツ１号棟813号室
破産者　佐藤　和美
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４２号
横浜市神奈川区七島町116番地４　フレグランスオノ307号
破産者　郡司　　猛
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４３号
横浜市神奈川区七島町116番地４　フレグランスオノ307号
破産者　郡司つかさ
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８７号
岐阜県本巣市佐原122番地１
破産者　浅野　**隆**男
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３８９号
岐阜県本巣市佐原122番地１
破産者　浅野　秀樹
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２５３号
愛媛県松山市萱町５丁目10番地18　サーパス萱町201号
破産者　大川　慎一
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８４号
熊本市北区徳王１丁目１番１―103号
破産者　御書　一志
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第４６５０号
大阪府東大阪市新喜多１丁目４番22号
破産者　株式会社チヨダ・エスケーケー
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４６号
大阪市城東区成育４丁目11番18号
破産者　小堀鉄工株式会社
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７号
山形市大字灰塚123番地
破産者　株式会社コラボレーション
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６５６号
大阪市中央区島之内１丁目13番18号
破産者　二藤パルテック株式会社
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９号
三重県四日市市大治田１丁目４番47号
破産者　角田建築株式会社
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
三重県四日市市西日野町2726番地18
破産者　堀木　幸希
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
三重県いなべ市大安町丹生川上787番地
破産者　木村　正史
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
大津市茶が崎３番11―802号
破産者　有限会社成工社
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７０２号
福岡県糟屋郡新宮町三代928―３
破産者　有限会社やま中
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８３４号
横浜市磯子区森１丁目14番６―914号
破産者　有限会社サンフレ
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５３８７号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目４番３号、開始決定時大阪府東大阪市新喜多１丁目４番２号
破産者　山形　要三
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部